

平成29年11月7日

浄土宗宗務総長
豊岡 鐔 尔 殿

浄土宗人権同和審議会
会長 菅野 俊 光

人権同和審議会答申書

平成29年11月7日に開催した、第46回浄土宗人権同和審議会において、貴職から諮問を受けた事項について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

1. 諮問事項

浄土宗「差別戒名物故者追善法要」開催について

2. 経 過

差別戒名物故者追善法要は、差別戒名を付与したことの反省、懺悔の上で、差別戒名物故者への追善回向をし、「僧侶全般の意識啓発と人権意識の向上を図るため」として、本宗主催により平成8年から8総・大本山を始め全国で勤修し、平成26年まで19回に亘り開催された。

平成27年度からは、法要の現状が差別戒名墓石の関係者である寺院住職、継承者の出席が減少し、出席者の多くは役職として出席している傾向が顕著であったため、すべての教師が出席できる開催方法を再考すべきとし、各地区教化センター主催の教化高等講習会に併せ差別戒名物故者追善法要及び人権研修会（差別戒名について）を開催し、差別戒名を付与したことを再確認するとともに、それぞれの自覚と啓発の場とし、さらには宗教者として差別戒名を授けてきたその問題性に気づけなかったことを反省するとともに、差別を見抜く目を育てるための学習の機会として、現在に至っている。

平成29年度で3回目を迎えたことから、「差別戒名物故者追善法要」について、検証作業を行なう中で、各地区教化センター主催の教化高等講習会に併せて開催することに改めたことで、以前の参加者が平均220人のところ延べ約1000人の参加となり、裾野が広がり、より多くの教師の啓発につながった。また併せて研修会を開催することで、我々が差別戒名物故者に懺悔の誠を捧げることの意義（法要厳修の意味）を学び、またそこに立ち返り、二度と繰り返さない決意を固め、今後あらゆる差別に対しセンシティブになり、法然上人の万民平等救済のみ教えを拠り所として正しく対応いただけることにつながった。

3. 提 案

平成8年度から21年間にわたり続けてきた各地での「差別戒名物故者追善法要」も、物故者に対する追善供養はもとより、宗内の認知、研修会による教師への啓発等々、一定の役割が果たせたものとし、各地での開催に一定の目的を見出し、今後については下記のとおり厳修、開催を提案する。

1、各地区主催の「差別戒名物故者追善法要」について

現状の開催は、各センター内のすべての教区の担当が一巡するまでに行い、研修会に

おける講師については宗からの派遣に改める。

2、各地区主催の「差別戒名物故者追善法要」終了後の施策について

現在、佐賀教区と三河教区が教区独自で法要を勤めている。今後は他の教区でも勤めていただくように勧奨する。なお、厳修の形態等については教区に任せ、宗としては本尊前及び供花代を支弁する。

3、浄土宗役職者「差別戒名物故者追善法要」について

第41回浄土宗人権同和審議会答申の「地区での法要とは別に、総本山知恩院・大本山増上寺を会場に宗役職者参列の上、宗務総長が導師を勤めて法要を厳修し、浄土宗としての社会的な役割を果たすことの両面により、浄土宗として差別戒名物故者追善法要を開催することが望ましい。」に基づき、次年度（平成30年度）より宗主催の浄土宗役職者「差別戒名物故者追善法要」を毎年、総本山知恩院と大本山増上寺で交互に宗内局・本山内局・運動団体（中央本部・府連・都連）・墓石改正寺院出席のもと厳修する。

4. 結 論

先ずは1番目の提案について、担当教区からの参加者が多いこと、また各教区役職者の人権意識向上に繋がることから、教化高等講習会の担当が教区一巡するまで行う提案を了とするが、合わせて開催している研修会は、一巡後も継続して行い、研修内容については「差別戒名について」に限らず、広く人権問題に関して研修する。

また、講師について、「差別戒名物故者追善法要」と合わせて行う研修会は提案どおり派遣とし、一巡後の広く人権問題に関する研修会の内容及び講師については、人権センターに相談し、地方教化センターで進める。

更に、本宗が厳修する「差別戒名物故者追善法要」の在り方については、今後も人権センターにおいて研究を続け、すべての教区が一巡する平成35年までには新たな法要の形態が提案できるよう努められたい。

次に2番目の提案について、現在の「差別戒名物故者追善法要」を教化高等講習会の担当が教区一巡するまで行うことに伴い、一巡後の「差別戒名物故者追善法要」の厳修は、機動力のある教区での厳修を勧奨し、普通講習会若しくは教区人権研修会に合わせて勤めていただくようお願いする。

最後に3番目の提案について、第41回浄土宗人権同和審議会で開催することが望ましいと答申されているが、現在では時期尚早であるとし、1番目の答申同様に、人権センターにおいて研究し、すべての教区が一巡した後開始できるよう継続して検討されたい。

以 上